

## 船員法施行規則の一部改正について

### 航海日誌関係

#### 1. 現行制度の概要及び改正の背景

制度概要：船長は、国土交通省令の定める場合を除き、航海日誌を船内に備え置く義務があります。(船員法第18条、船員法施行規則第11条、同規則第2号書式)

改正の背景：現行法令上では、日本語以外の言語による航海日誌の取扱いを明定していないため、行政手続上、内容の真正性を容易に確認することができる日本語のみを取り扱っています。かかる事情から、(社)日本船主協会から、英語による航海日誌の記載を認めてほしいという要望が出されています。

#### 2. 改正の概要

日本語以外の言語により航海日誌を記載する場合には、船員法第19条に基づく報告の際に行政庁に提示する部分については、日本語による翻訳を添付することとする取扱いを明記します。また、当該翻訳には、翻訳した者を明らかにする事項(氏名、所属、役職名)を記載することとします。

#### 3. 今後の予定

公布：平成14年6月

施行：平成14年7月

### 旅客名簿関係

#### 1. 現行制度の概要及び改正の背景

制度概要：海難等の際の救助や補償を円滑に進めるため、平水区域を航行区域とする船舶や、国内各港間のみを航海し出港から次の入港までが2時間以内である船舶等を除き、旅客名簿を船内又は事務所に備え置く義務があります。(船員法第18条、船員法施行規則第12条 海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)第 章第 節第27規則を受けたものです。)

改正の背景：旅客が搭乗の手続に際して必要記載事項を記入しているため、特に、繁忙期においては混雑の一因となっている実態があります。これに加えて、(社)日本旅客船協会から記載事項の簡素化等の要望が出されています。これを受けて、関係当局とも調整した結果、利用者サービスの向上の観点から、「住所」には「住民票のある市区町村名まで」の記載でもよいことを明らかにすること、また、事業者において法令で義務づけられていること以上に旅客に記載を求める場合は、旅客サービス向上の観点から例えば取扱いの違いを明確に旅客に認識させることなどを内容とする通達を昨年7月に発出したところです。今般、この趣旨を省令に定めることとしたも

のです。

## 2. 改正の概要

### (1) 法定記載事項（船員法施行規則第12条第1項関係）

- ・旅客名簿に記載しなければならない事項を簡素化するとともに、SOLAS条約準拠等の整理を行います。

現 行	改 正 案
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 船名</li><li>・ 旅客の氏名</li><li>・ 年齢</li><li>・ 性別</li><li>・ 住所</li> <li>・ <u>乗船の年月日及び港</u></li><li>・ <u>下船の年月日及び港</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 船名</li><li>・ 旅客の氏名</li><li>・ <u>大人、子供若しくは幼児の区別又は年齢</u></li><li>・ 性別</li><li>・ <u>住民票のある市区町村名（外国人にあっては旅券発行国名又は外国人登録している市区町村名）</u></li> <li>・ <u>旅客の申告に基づく非常時の特別の注意又は介護の要否</u></li></ul>

- ・旅客に必要記載事項の記載を求める場合には、旅客の利便を十分配慮しなければならない旨を規定します。

### (2) 適用対象船舶の範囲（船員法施行規則第12条第2項関係）

旅客名簿の備置義務が適用されない船舶として、第3号の航海の時間が2時間以内の船舶との規定を改め、航海の態様に鑑み、乗船前にあらかじめ旅客の氏名等を記録する必要性の乏しいものに特定する規定ぶりとする。

現 行	改 正 案
<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>国内各港間において、出港から次の入港までの時間が二時間以内である航海を行う船舶</u></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>起点と終点とが一致する国内の航路であって寄港地がないものを航行する船舶</u></li><li>・ <u>航海の態様から判断して、上記の船舶又は平水区域のみを航行する船舶と同等と認められる船舶として告示で定めるもの</u></li><li>・ <u>離島航路を航海する船舶（一部の航路は告示で指定して除く。）</u></li></ul>

### 3. 今後の予定

公布：平成14年6月

施行：平成14年7月

## 船舶所有者が管理する貯蓄金の下限利率関係

### 1. 現行制度の概要及び改正の背景

現行制度：船舶所有者が船員の委託を受けて預金の受け入れとして貯蓄金を管理する場合において、船員法第34条第3項に基づき、その利率が金融機関の預金の利率を考慮して国土交通省令で定める利率を下回るときは、その省令で定める利率を下限としています。

改正の背景：厚生労働省において、社内預金の下限利率の改定が1年に1回となっていたところ、規制緩和推進3カ年計画で年度途中でも改定できるようにすることが適当とされました。これを受けて厚生労働省が所要の省令改正を行ったので、船員法により定められる船舶所有者が管理する貯蓄金の下限金利についてもこれと同様に年度途中で改定することができることとし、その下限金利改定方法を定める必要があります。

### 2. 改正の概要

#### (1) 原則として通年で適用する下限利率の設定（船員法施行規則第16条の2第3項関係）

各年度の4月から適用する下限利率については、その前年度の10月に、その時点の定期預金平均利率（注）と現行の下限利率の差（絶対値）が、

5厘以上である場合には、定期預金平均利率を基に、その厘の位の数値が1又は2のときはこれを切り捨て、3から7までの数であるときはこれを5とし、8又は9であるときはこれを切り上げて得た利率を新たな下限利率とします。

5厘未満である場合には、現行の下限利率のままとします。

<p>（注）「定期預金平均利率」とは、特定の月において全国の銀行が新規に受け入れる定期預金（預入金額が300万円未満であるものに限る。）について、1年もの、2年もの、3年もの、4年もの及び5年もの別に平均年利率として日本銀行が公表する利率を平均した利率をいいます。データとしては、日本銀行「金融経済統計月報」に掲載される資料を使用します。</p>
---

#### (2) 年度途中における下限利率の見直しを行う場合の利率の設定方法

各年度の4月に、その時点の定期預金平均利率とその時点で適用される下限利率の差が1分以上であるときは、その年度の後半（10月から翌年3月末）における下限利率については、同年度の4月時点で（1）と同様に算出することとします。

#### (3) 下限利率の下限

（1）及び（2）の結果、下限利率の数値が5厘未満となるときには、年5厘とします。

### 3. 今後の予定

公布：平成14年6月

施行：平成14年7月

## 災害疾病発生状況報告関係

### 1. 現行制度の概要及び改正の背景

制度概要：船舶所有者は、毎年4月1日以後1年間に発生した災害疾病状況を毎年4月末日に、所轄地方運輸局長に報告する義務があります。（船員法第111条、船員法施行規則第73条、同規則第19号書式、第20号書式）

改正の背景：船員災害防止のためにより有効な対策を講じるためには、船員災害の発生状況、原因等について、詳細な分析を行う必要があります。しかしながら、現行の報告様式では、これらの事項について必ずしも十分に記載できる様式となっていないため、災害・疾病の発生状況の記載項目の整理、記載心得の見直しによる記述の統一化を図る必要があります。さらに、これに併せて、用紙の大きさを変更するとともに新たに必要な項目を追加して記入欄を再構成することにより、報告者が記入しやすい書式とする必要があります。

### 2. 改正の概要

別添参照（船員法施行規則第20号書式）

なお、災害疾病発生状況報告書に事務所・本社の郵便番号、FAX番号の記載を追加したことに伴い、事業状況報告書（船員法施行規則第19号書式）についても、これを追加する改正を行います。

### 3. 今後の予定

公布：平成14年6月

施行：平成14年7月

## その他

最低賃金額の上昇に伴い、現行の標準報酬表の第1級に該当する者は実態上存在しなくなったため削除し、第2級以下第40級までを順次繰り下げを内容とする標準報酬表の改正（船員法施行規則第6号表関係）を行います。